

自動車・自転車・歩行者の安全な通行を目指して

## 自転車通行空間を整備します



紀宝バイパス設置事例

国土交通省、警察庁では、主要な路線を対象に自転車通行空間の整備を進めています。

これは、自転車が日常生活における身近な移動手段であり、多くの人々に利用されているものの、自転車事故においては7歳～18歳が事故の当事者となることが多く、町内においてもこの10年間で約100件の自転車関連事故が発生しており、自転車が安全に通行できる空間は、未だ整備途上であることから行っています。

### ◆整備の内容

自転車の通行する箇所を明示するため、主要な道路の路面に矢羽根型路面標示や自転車の絵文字などを標示。



矢羽根型路面標示



自転車の絵文字

### ◆ドライバーの方へ

• 車道の左側は、自転車が通る空間であることを認識し、自転車に十分注意し、運転しましょう。

### ◆自転車を利用する方へ

• 自転車は車道が原則ですが、次の場合は歩道を通行できます。ただし、歩行者を優先し安全運転を心がけましょう。

- (1) 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
- (2) 子どもや高齢者などが自転車を運転するとき
- (3) 車道または交通の状況から、安全上やむを得ないと認められるとき

- 車道を通行するときは左側を通行しましょう
- 子どもはヘルメットを着用しましょう
- 交通ルールを守りましょう

▶詳しくは紀勢国道事務所（☎0598-52-5367）までお問い合わせください。



普通自転車歩道通行可の標識

素敵な出逢いを求めているあなたに

## オトナのバレンタインパーティ参加者募集中

町では、出逢いを前向きに考えられている独身の男女を対象に、出逢い交流イベント「オトナのバレンタインパーティ」を開催します。

【日時】 2月11日（日）午後6時～9時

【会場】 道の駅 紀宝町ウミガメ公園

【募集人数】 20名（独身男女各10名）程度

※町外の方も歓迎。申込多数の場合は抽選。

【参加資格】 以下の4項目を全て満たしている方

- 30歳から45歳までの方
- 独身の方
- 出逢いを前向きに考えられている方
- プロフィールカード作成のため、顔写真1枚を提供できる方

### 【ドレスコード】

男性はスーツ、女性はワンピース等を着用し、ご参加ください。

【内容】 自己紹介、立食、チョコレートパーティなど

【参加費】 男性 2,000円 女性 1,000円

### 【申込方法】

住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号をご記入のうえ、メールかFAX、または電話にて、下記までお申し込みください。

【申込期限】 1月19日（金）午後5時まで

▶お申し込みは、役場企画調整課（☎33-0334、FAX 32-1102、メール kikaku@town.kiho.lg.jp）まで。※メールの場合、件名は「バレンタイン」としてください。



確定申告の事前提出や申告に関する質問などを受け付けています

## 尾鷲税務署による事前申告相談会を開催

個人事業者で営業所得がある方や、農業所得がある方、住宅借入金等特別控除の適用を受ける方、年金所得者、災害により家屋などに被害を受けられ雑損控除の申告のある方、その他申告についての相談のある方を対象に、下記の日程で事前申告相談を受け付けます。

申告相談を希望される方は、帳簿や領収書、土地の売買契約書、源泉徴収票など平成29年中の所得がわかるもの、社会保険料控除証明書、印鑑、その他必要書類をご用意のうえお越しください。

なお、町が開催する所得税・町県民税の相談会場等については来月号の広報にてご案内します。

### ◆尾鷲税務署による事前申告相談会

月/日	場所	時間	対象
2月5日（月）	役場 2階 小会議室	午前9時30分～午後4時	・個人事業者で営業所得、農業所得などがある方 ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方 ・公共事業により土地建物などを譲渡された方 ・その他申告についての相談のある方
2月6日（火）	役場 2階 小会議室	午前9時30分～午後4時	・年金所得者（医療費控除や社会保険料控除などの適用を受ける方） ・公共事業により土地建物などを譲渡された方 ・その他申告についての相談のある方

## ●確定申告時にマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降の確定申告を行う際には、本人および被扶養者のマイナンバーの記載、本人確認書類の提示が必要となっていますので、次の例を参考にしてください。

### ◆本人確認（番号確認と身元確認）に必要な書類の例

【例1】 マイナンバーカード（個人番号カード）



【例2】 通知カード+身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証など）



+



または



## ●確定申告書等作成コーナーで申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、申告書を作成することができます。

所得税の確定申告書作成コーナーは、24時間利用可能で、初めての方でも操作がしやすく、税額や保険の控除額などが自動で計算されますので、手書きで申告書を作成されていた方や平日お仕事でお忙しい方は、ぜひご利用ください。

作成した申告書は、印刷して尾鷲税務署に郵送するか役場税務住民課窓口を持参することなどで提出できます。

また、個人番号カードを取得すれば、自宅のパソコンから直接e-Taxにより確定申告のデータを送信することができます。e-Taxで送信すれば、本人確認書類の添付は不要です。

▶詳しくは、尾鷲税務署個人課税部門（☎0597-22-2224）、または役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。